

運輸審議会ご質問事項一覧

【平成28年11月24日審議】

番号	質問事項	ページ
1	仮に公営企業の運転手が全員非常勤の場合でも、法律上問題は無いのか。	1
2	札幌市の予算規模(一般会計・軌道・地下鉄)はどれくらいか。	2
3	第2回札幌市営企業調査審議会の資料には、「運賃改定した場合における乗車人員の下振れの可能性は、限定的であると確認した。」とある。一方で、収入原価総括表においては、当該路線は定期収入が少ない、つまり定期外収入が多い路線であることが読み取れるので、運賃改定の影響は少なからずあるのではないかと思うがどうか。また、上記のように確認した際の判断材料は何だったのか教えて頂きたい。	3
3-1	活用計画と平成28年度予算の比較	5
3-2	路面電車の存続決定後の検討経緯及び経営改善策	6
4	札幌市交通局の地下鉄、軌道の会計は完全に分離しているのか。例えば、人件費等どのように按分しているのか。	7

第1回運輸審議会宿題事項

仮に公営企業の運転手が全員非常勤の場合でも、法律上問題は無いのか。

○鉄道事業法及び軌道法上は運転手の常勤職員又は非常勤職員といった身分についての規定は特になくことから、仮に運転手全員が非常勤職員であっても法律上の問題は生じない。

○なお、札幌市は、軌道事業については、非常勤職員の運転手であっても乙種電気車運転免許を取得させたうえで任用しており、任用後も常勤職員と同様の教育・訓練を実施するとともに、経験年数の浅い運転手に対しては、添乗指導の強化など、重点的に教育・訓練を行い、安全・技術技能の向上に努めていると聞いている。

第1回運輸審議会宿題事項

札幌市の予算規模（一般会計・軌道・地下鉄）はどれくらいか。

○札幌市の平成28年度の予算規模については、以下のとおりである。

（9月定例会の閉会時点）

1. 一般会計	9,482億円
2. 高速電車事業会計（地下鉄）	844億円
3. 軌道事業会計	29億円

（参考）札幌市の人口等

人口（平成28年10月1日現在） 1,958千人

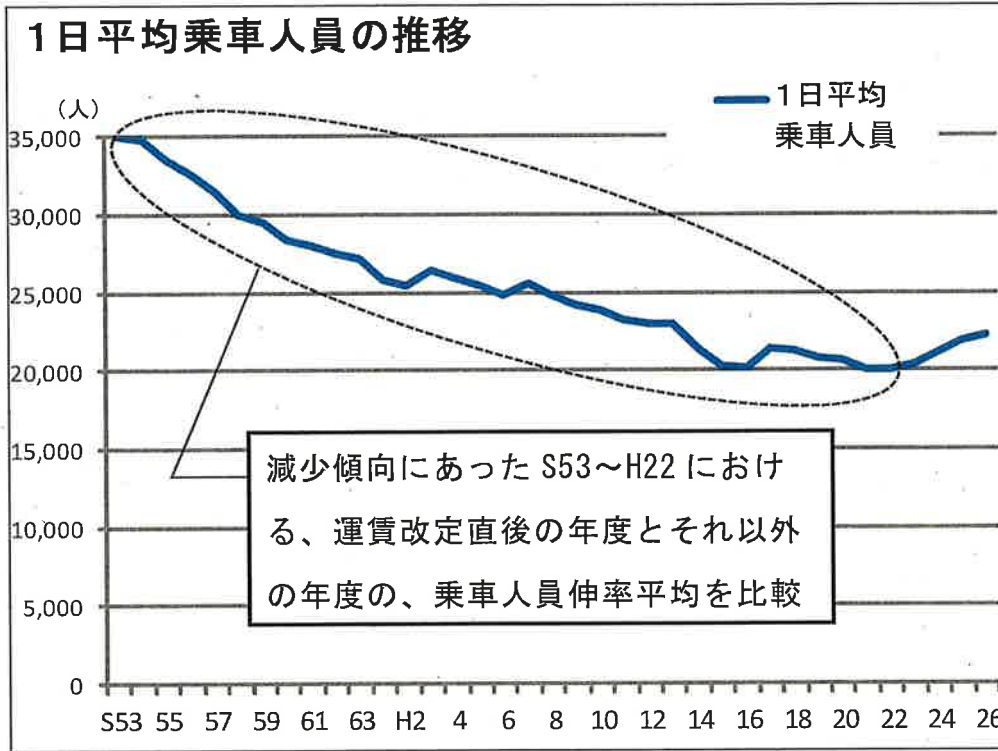
面積 1,121.26km²

第1回運輸審議会宿題事項

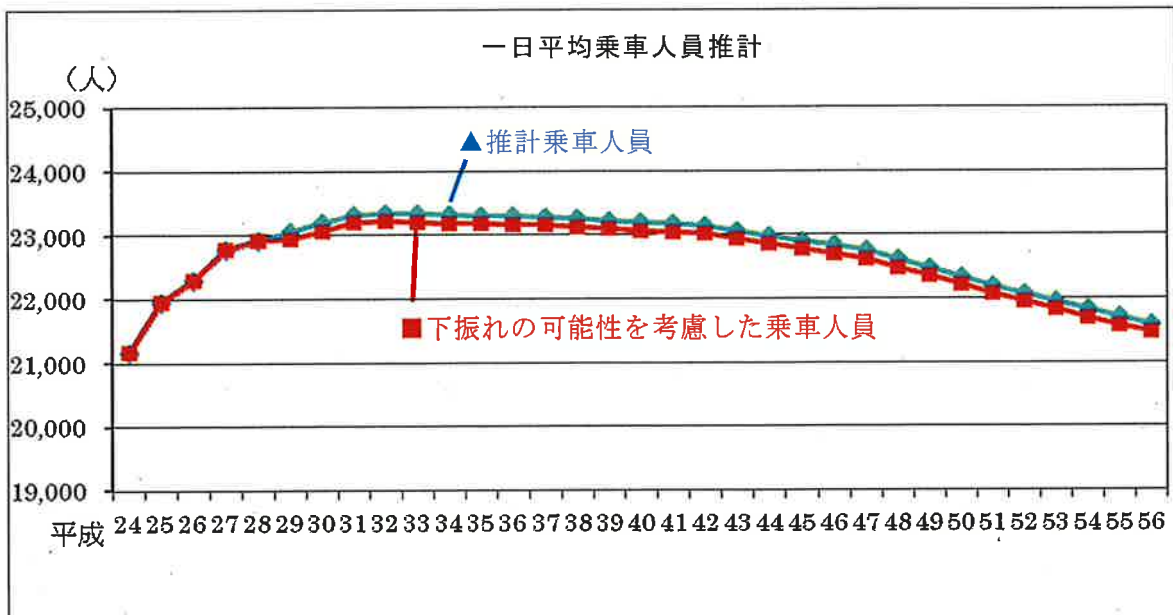
第2回札幌市営企業調査審議会の資料には、「運賃改定した場合における乗車人員の下振れの可能性は、限定的であると確認した。」とある。一方で、収入原価総括表においては、当該路線は定期収入が少ない、つまり定期外収入が多い路線であることが読み取れるので、運賃改定の影響は少なからずあるのではないかとと思うがどうか。また、上記のように確認した際の判断材料は何だったのか教えて頂きたい。

- 札幌市は、札幌市営企業調査審議会に対して、運賃改定による乗車人員の下振れの可能性については、改定額が30円と想定し、過去の運賃改定後の年度とそれ以外の年度の、乗車人員伸率平均の差により、乗車人員の推計に対して0.57%減と見込まれるとの説明を行っている。
- 具体的には、路面電車の乗車人員が長期的に減少傾向にあった、昭和53年度から平成22年度までの間において、運賃改定を実施した直後の年度とそれ以外の年度の、乗車人員伸率平均の差が、乗車人員の下振れの可能性であるとみなして推計を行ったもの。
- その結果、改定額が30円と想定した場合の乗車人員の下振れの可能性としては、一日あたり130人程度と見込まれたもの。これに対して、札幌市営企業調査審議会は、「運賃改定を実施した場合の乗車人員の減少は限定的と見込まれる」と答申したものの。
- 今般の札幌市からの旅客運賃変更認可申請における輸送需要の推計においては、定期外はループ化の特殊要因を除いても減少傾向にあるため、過去の実績に基づき推計した輸送人員の傾向に大きな影響を与えるものではないと考えている。

運賃改定による乗車人員の下振れの可能性について
 (札幌市営企業調査審議会交通部会資料より)



過去の運賃改定後の伸率平均	▲2.15%	— ①	過去の運賃改定 S54.10 : 70円⇒90円 S56.11 : 90円⇒110円 S59.6 : 110円⇒120円 S59.12 : 120円⇒130円 H2.3 : 130円⇒150円 H4.4 : 150円⇒170円
過去の運賃改定後以外の伸率平均	▲1.55%	— ②	
過去の運賃改定後の乗車人員減少率	▲0.60%	— ①-② — A	
運賃改定率(30円) 17.6%		— B	
過去の運賃改定率の平均 18.6%	= 0.946		
下振れの見込	A × B =	▲0.57% (130人程度)	



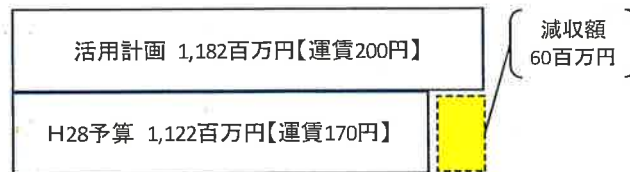
活用計画と平成 28 年度予算の比較

(単位：百万円 (税抜))

	活用計画 (28 年度想定)	28 年度予算	差引 (B-A)
経常収入	1,300	1,258	▲42
料金収入	1,182	1,122	▲60
広告料等	52	72	20
一般会計補助金	66	64	▲2
経常支出	1,289	1,568	279
人件費	668	827	159
経費	466	553	87
減価償却費	119	142	23
企業債利息等	36	46	10
差引	11	▲310	▲321

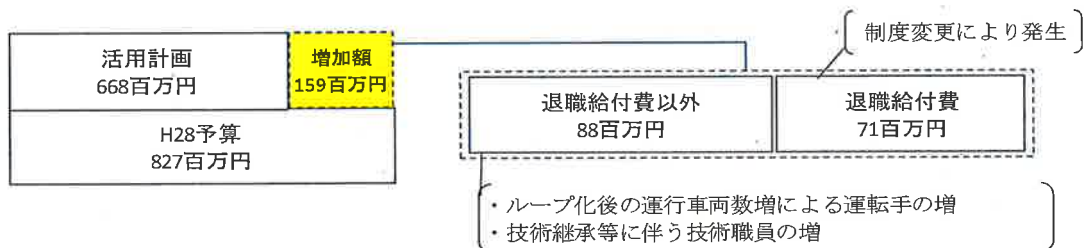
※28 予算の減価償却費は、長期前受金（資本的補助金により取得した資産の償却費分）を控除した金額

◇料金収入 ⇒ 計画より乗車人員が増えているものの、運賃改定の遅れにより計画から 6,000万円減少

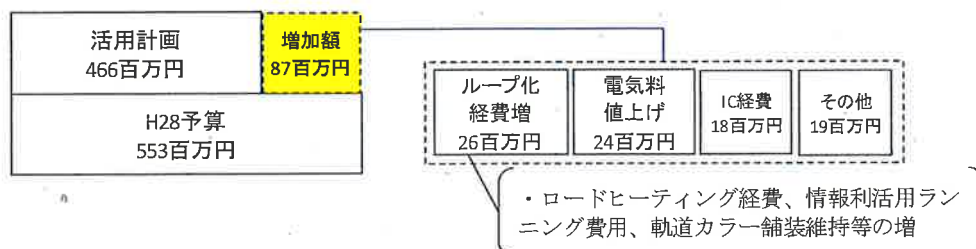


※活用計画及びH28予算においては、ループ化による乗車人員の増を600人/日程度と想定

◇人件費 ⇒ 計画からの人員増の影響などにより 1億5,900万円増加



◇経費 ⇒ 電気料値上げの影響や当初見込んでいなかった経費発生により 8,700万円増加



路面電車の存続決定後の検討経緯及び経営改善策

各種計画等

経営改善策

ループ化、延伸等の検討

利用促進策

- H12年度以降、点検整備、定期検査業務等の委託化による人件費の抑制を継続
- H14.9 市電フェスティバル
- H17年度以降、非常勤職員(運転手)の活用による人件費の抑制を継続

- H18.5 どサンコパス発売
- H19.1 イルミネーション電車運行(～H22)

- H19.12 さっぽろロマンティックパスポート事業(～H23)
- H20.10 ウォークさっ歩るパス事業
- H20.12 電停イルミネーション事業

- H23.2 初音ミクラッピング電車
- H23.12 もいわ山リニューアル記念共通乗車券
ギャラリー電車運行(映画「探偵はBARIにいる」タイアップ)
- H24.7 もいわ山と連携した夏休み利用促進キャンペーン

- H25.1 ホテル宿泊者用電車1日乗車券
- H25.4 新型低床車両導入記念乗車券
- H25.6 ICカード乗車券「SAPICA」の導入
- H25.7 ホリデーテリング
- H25.8 市電沿線お買いものラリー
- H26.12 どサンコパスの利用日拡大(年末年始)
- H27.5 街コン電車

- H27.12 ループ化記念きっぷ、路面電車MAP
- H28.4 地下鉄・市電周辺名所めぐりマップ
- H28.10 北海道新幹線開業記念電車1日乗車券
旅行パックセット用電車1日乗車券

・路面電車を活用するには、利用者増を図り、まちを活性化させる社会的役割を持たせるとともに、沿線の観光資源、施設と連携したサービス向上の検討も必要

・電車事業者と市民、地域、企業などによる取り組みを促進させる枠組みを設け、事業連携・参画を促すことが必要

・沿線の活性化を図るためには、観光施設などを有効活用し、これらを利用しやすくする路面電車のサービス向上に向け、ハード・ソフト面から検討を行う。

・沿線地域等との事業連携の検討を行う。

・新型低床車両の導入

・ICカード乗車券「SAPICA」の導入

・路線のループ化による利便性向上

・地域の沿線活動との積極的な連携

・どサンコパスの利用日拡大(年末年始)

・路線ループ化や新型低床車両導入の推進、まちづくりと連動した空間整備など活用計画に掲げる取組の実施

都心部での回遊性向上の観点から、「札幌駅周辺」「大通」「すすきの」の3地区を結ぶために延伸させる必要がある。

「札幌駅周辺」「大通」「すすきの」の3地区を結ぶことを基本としながら、新たな集客拠点の計画等も考慮し、都心のまちづくりと一体となった延伸ルートを検討を行う。

経営基盤の強化やまちづくりへの活用を図るため「路線を延伸すべき」と考え、「都心地域」「創成川以東地域」「桑園地域」の3地域を延伸検討地域とした。

採算性の向上や低床車両の導入といった路面電車の課題解決の方策や各延伸検討地域の評価等について議論が行われた。

都心地域の延伸実現に向け、まずは西4丁目停留場とすすきの停留場をつなぎ、路線を環状化する「路線のループ化」を図ることとした。

ループ化事業(都心線)のみなし特許を取得

交通局の事業計画にループ化事業を見込む

H27.12 ループ化部分(都心線)開業

第1回運輸審議会宿題事項

札幌市交通局の地下鉄、軌道の会計は完全に分離しているのか。例えば、人件費等はどのように按分しているのか。

○札幌市の地下鉄事業と軌道事業は、地方公営企業法第17条の規定に基づき、各々独立した会計としている。

○札幌市の地下鉄事業と軌道事業は各々専属する費用を整理しているが、人事労務や予算決算などに係る共通部門の人件費や経費については、地下鉄事業がその規模において軌道事業に比し著しく大きいことから、地方公営企業法施行令第20条の規定に準じ、地下鉄事業の専属の費用と整理している。

(参 考)

<平成28年度予算（9月定例会の閉会時点）>

	予算額
軌道事業会計	29億円
高速電車事業会計	844億円

地方公営企業法（昭和二十七年八月一日法律第二百九十二号）（抄）

（この法律の適用を受ける企業の範囲）

第二条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。

一 水道事業（簡易水道事業を除く。）

二 工業用水道事業

三 軌道事業

四 自動車運送事業

五 鉄道事業

六 電気事業

七 ガス事業

2・3 （略）

（特別会計）

第十七条 地方公営企業の經理は、第二条第一項に掲げる事業ごとに特別会計を設けて行なうものとする。但し、同条同項に掲げる事業を二以上経営する地方公共団体においては、政令で定めるところにより条例で二以上の事業を通じて一の特別会計を設けることができる。

地方公営企業法施行令（昭和二十七年九月三日政令第四百三号）（抄）

（二以上の地方公営企業に関連する収益又は費用の整理）

第二十条 二以上の地方公営企業を通じて一の特別会計をもつて經理する場合における各地方公営企業に関連する収益又は費用は、当該事業年度における各地方公営企業に専属する収益又は費用の総額等によつてこれをあん分し、それぞれ当該地方公営企業の収益又は費用に整理しなければならない。但し、一の特別会計をもつて經理する二以上の地方公営企業のうち一がその規模において他のものに比し著しく大きい場合その他特別の事由がある場合においては、一の地方公営企業が各地方公営企業に関連する収益及び費用の全額をそれぞれ当該地方公営企業の収益及び費用に整理することを妨げない。